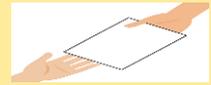
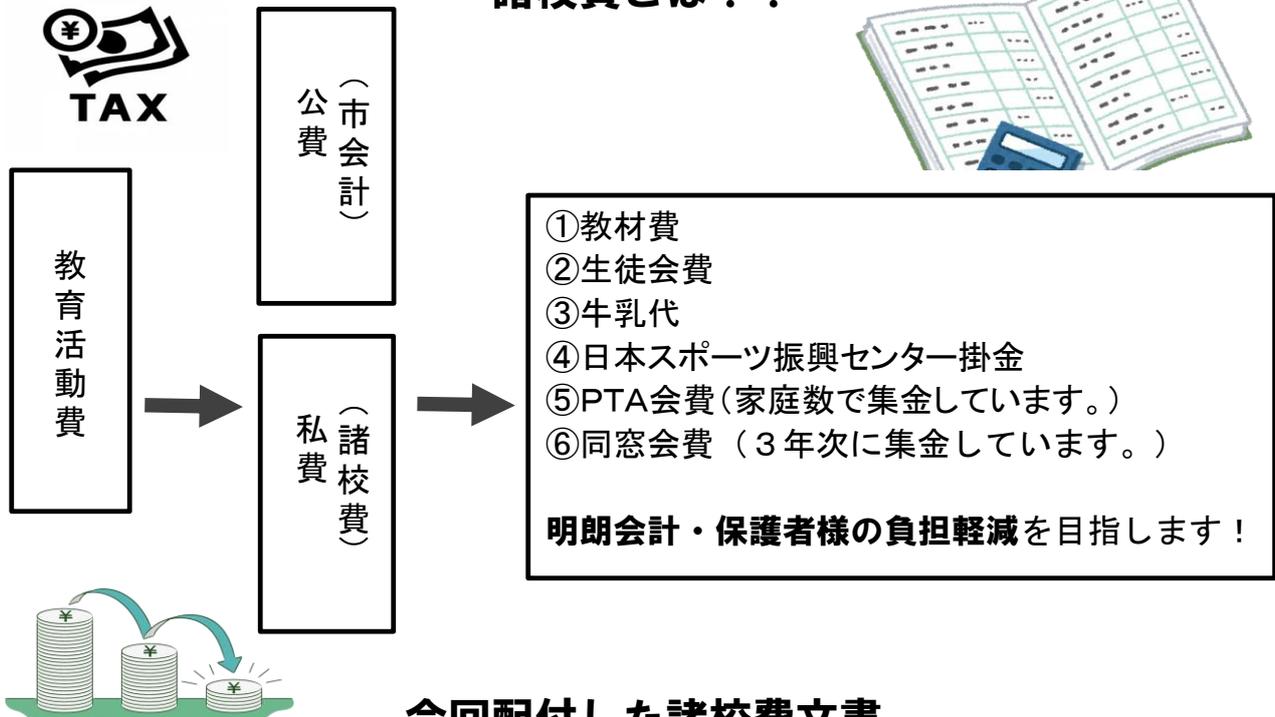


諸校費関係文書を配付しました！！



令和4年度の諸校費の集金計画ができ、保護者様からご協力いただきたく文書を配付いたしました。新潟市では原則、下記のものについて保護者様負担としております。納入が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます！！実習材料等、年度途中に変更が生じる場合がございます。変更がありましたらその都度、事務たよりでお知らせいたします。

諸校費とは??



今回配付した諸校費文書

令和4年度 諸校費の納入について (お知らせとお願い)

別紙①「令和4年度 副教材費等内訳」

別紙②「令和4年度 集金計画」

毎月5日が口座引き落とし日となっております！！
納入が円滑に行われますよう、ご理解とご協力よろしく
お願い申し上げます！！

亀田西中学校では、昨年度使用した副教材等を各分掌、各学年に評価してもらい、評価表を基に今年度使用する副教材等を選定しております。保護者様の負担軽減により一層努め、教育活動に必要な不可欠な物品等を精選しております！！

私費負担等する経費

○学校での学習に必要な物品で、児童生徒の所有とされるもの、あるいは、児童生徒が消費するもので、学校と家庭で反復使用できる物品

○教育活動の効果から生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるもの

○衛生的見地から個人用とすべきもの

※直接的利益が児童・生徒に還元されるものの考え方

直接的利益とは、家庭で実用性(利用できる)があるかどうかで判断します。

実用性があるので公費で購入できないものの例示

調理実習の材料費、技術家庭科で作成するリモコンラック・キーボックス・小物入れ・テープカッター・マルチラック・本立て・エプロン・被服等の材料費